

ミャンマー倒産法改革 にみる法整備支援の モデル対立

金子 由芳*

1. はじめに

2015年アセアン経済共同体（AEC）の発足とともに域内ゼロ関税化が進み、アセアン域内後発諸国は、域内先行諸国からの輸出攻勢を前に苦しい防戦を余儀なくされている。ミャンマーにおいても、早期に自国産業を育成し、輸入代替・輸出促進をめざすことが焦眉の課題であり、アウンサン・スーチー最高顧問の率いる現行政府もその路線を変えていない。2011～2030年の長期開発計画である「国家包括開発計画」（National Comprehensive Development Plan）のもとで、とくに優先的な中期の開発課題を集約した2012-2015年の「経済社会改革フレームワーク」（Framework for Economic and Social Reforms: FESR）は、外資導入促進・輸出志向型の経済開発路線、いわゆるワシントン・コンセンサスに依拠している。その達成手段として多様な法制改革に言及しており、金融機関法（56項）・財政法（58項）・投資法（62項）・経済特区法（63項）・農地法（65項）・中小企業法（70項）・資源法（73項）・担保法（78項）・通信法（79項）等である。これを受けて、各種の国際ドナーは法整備支援に乗り出し（World Bank 2015 p.7-8, ADB 2014, USAID 2013 他）、日本もまた然りであった（横幕 2014, 小松 2016 他）。

本稿の扱う倒産法分野では、起草を主管するミャンマー最高裁に対して、日本のJICA・法務省による起草支援と、アジア開発銀行（ADB）による起草支援が並行して

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

実施された。2017年5月にはJICA側支援による”Drafts of New Insolvency Law and Rules: JICA Legal and Judicial Cooperation Project” (JICA 2017. 以下2017年JICA草案という) が手交された (小松 2017)。しかしこれとは別に、ミャンマー最高裁の倒産法起草ワーキング・グループにより、2017年5月に第一草案”Myanmar Insolvency Bill First draft with explanatory notes” (Supreme Court of the Union of Myanmar 2018. 以下2018年第一草案という) が公開され、関係各省の意見徴収を経て、2018年中の国会提起、2019年3月の立法を目指しているⁱ。一見するところ、2017年JICA草案と2018年第一草案との相違点は大きい。2018年第一草案は、結果としてADB草案に沿った成果物であるとの見解が根強いがⁱⁱ、他方で、ワーキング・グループに対して長期にわたって関与を続けた日本側の支援成果も大であったとする日本側関係者の評価があるⁱⁱⁱ。

国際ドナーによる倒産法改革支援は、アジア通貨危機を契機に世界銀行のモデル法 ”World Bank Principles for Effective Insolvency and Creditor/Debtor Regimes” (World Bank 1999/ 2004/ 2011) が登場し、その採用が世銀・IMF・ADB等による構造調整融資の融資条件 (コンディショナリティ) に絡めて推進され、また世銀・IMFの”Reports on Observation of Standards and Codes (ROSC)” 等の法整備格付け評価の基準ともされるなど、強力に展開されて今日に至る。かかる国際ドナーの誘導するモデル

が、はたして相手国の企業セクター・金融セクターの健全な成長に資するのか、あるいは倒産企業の売買収益を意図するハイエナ投資家をも念頭に置いた外資導入型モデルなのか、様々な議論が行われてきた (Halliday & Carruthers 2009, 金子 2004, 2008a, b, 2010 他)。ミャンマーが現在取り組む倒産法改革もまた、多様な政策選択肢の渦中で翻弄されている。

そもそもミャンマーの起草担当者は、倒産法起草に当たっていかなる政策志向を有するのか。その意図は2018年第一草案に適切に反映されたのか否か。また日本支援サイドはいかなる政策志向を持ち、2018年第一草案でどこまで受け入れられたのか。本稿は、ミャンマー倒産法改革をめぐる政策選択の動向を見定めることを目的とする。

以下2でまずはミャンマーの従来の倒産法分野の現状を確認し、3で2018年第一草案の読解を通じて手続の特色を把握し、4ではさらに2018年第一草案を2017年JICA草案との対比を通じて政策選択の異同を明らかにし、5で将来へ積み残された倒産法分野の課題をまとめる。

2. ミャンマーにおける倒産法分野の現状

(1) 有限責任形態の企業倒産法

ミャンマーでは英国植民地時代以来、会社登録を経た会社については1914年会社法の清算手続 (Winding Up) 規定が用いられ、また個人営業主やパートナーシップの倒産については、1910年ヤンゴン倒産法や1920年

ビルマ倒産法・1924年同規則が適用されてきた。

米国連邦倒産法にみるような包摂的な倒産法はなく、新規立法が課題とされたゆえんである(2018年第一草案6条1項参照)。とはいえ、英国法圏では包摂的な倒産法は存在せず、会社法等が提供する複数手続の中から当事者が最善の手続を選択的に適用する制度慣行が機能しており、このような実務傾向は英国で1986年Insolvency Actが登場して後も変わっていない。ミャンマーでも、包括的な倒産法がないこと自体が問題なのではなく、既存手続の改善や不足するメニューの追加が課題であるはずである。

ではいかなる課題や不足があるのか。企業倒産法を欠き個人倒産法しかないことが問題だと指摘されがちであるが、正確には有限責任形態の企業倒産法が確立していない点に問題がある。従来ミャンマーでは、事業活動を行う主体の8割は会社登録を経ず地方行政窓口で営業登録した個人営業主が中心であり、また会社登録も主に無限責任形態であるパートナーシップであった^{iv}。そのため、倒産法は個人やパートナーシップなどの無限責任形態を対象とするのみで事足りてきたといえる。しかし目下は、2016年統一投資法による投資優遇措置等が呼び水となって、年間で国内資本6～7千件、外資で千件規模の会社登録が進んでいることから^v、また2017年会社法の2018年8月施行に伴い、既存の個人営業主に対しても会社登録が推奨されていくことが予想されることから、有限責任形

態の企業倒産手続の強化が課題であることは疑いない。

現行の有限責任形態の企業倒産手続としては、1914年会社法の清算手続(Winding Up)がもっぱら利用されており、2017年制定の新会社法も既存規定をほぼそのまま踏襲した。清算手続には、裁判所の任命する管財人(Official Liquidator)が主導する「司法的清算手続」(Winding Up by the Court)、当事者主体の「任意的清算手続」(Voluntary Winding Up)、および裁判所の監督下での「任意的清算手続」(Winding Up subject to the supervision by the Court)、の三種がある(1914年旧会社法155条・2017年新会社法292条)。このうち「司法的清算手続」が企業資産の解体により債権者への配当に帰結する清算型倒産処理手続として機能してきたが、以下に見るように手続面の課題が多い。また「任意的清算手続」が再建型倒産処理手続として機能してきたが、債務者からしか申し立てられない手続であり、債権者が協調して行なう再建型手続を欠いてきたといえる。

「司法的清算手続」は、支払不能を一つの契機として開始される(旧法162条v・新法298条e)。支払不能は、単独債権者が催告から3週間以上支払いを受けられない状況、債務名義の執行不能、その他裁判所が認定した場合に推定される(旧法163条・新法299条)。手続の申立権限は、会社、債権者、出資者のほか、貸借対照表や検査役報告などの客観的根拠を受けて支払不能を確認した場合に会社登録官が申し立て得る(旧法166条b・新法

303条b)。「司法的清算手続」は、債権者にとって申立可能な唯一の手続である。管財人は、暫定的な営業継続や新規資金獲得をも含む柔軟な権限を委ねられており(旧法179条・新法321条)、裁判所は管財人の裁量権を後見する体制である(旧法180条・新法322条)。

「任意的清算手続」は、会社の申立てにより、社員総会の超常決議(4分の3の多数決)をもって開始できる(旧法203条3号・新法345条同3号)。同手続は2つのルートがあり、一つは債務者経営陣が監査役報告の登録公示を経て3年以内の完済を宣言する場合に、社員総会によって管財人を選任して行う「社員主導型任意的清算手続」であり(旧法207条・新法350条)、他の一つは、債権者集会が管財人を選任する「債権者主導型任意的清算手続」である(旧法209B条・新法363条)。いずれの手続も社員総会・債権者集会への進捗報告などの概括的な手続規定しか置いておらず、管財人の裁量範囲は大きい。それだけに管財人の人選が、清算手続の性格を決定づけるとみられる。

いずれの手続においても、債務者側の事情に配慮し清算処理を遅延させる手続契機が散見される。「任意的清算手続」は債権者の申立権がなく、債務者による清算手続開始は手遅れになりがちであろうし、とくに定款・憲章によって取締役が無限責任を負う会社(旧法157条・新法294条)では、破綻状況でも無理に存続を図る逆選択が働くおそれもある。「債権者主導型任意的清算手続」に移行しても、債務者側が、債権者集会の指名する

管財人とは別の人物を指名し裁判所の調整を求め手続が用意されている(旧法209B条・新法363条後段)。債務者側は管財人を監視する検査委員会の人選にも関与できる(旧法209C条・新法364条)。債権者が申立てる「司法的清算手続」ですら、管財人が暫定的な営業継続を図る手続があり(旧法179条・新法321条)、清算処理が遅延しうる。管財人の買収のリスクも懸念されるであろう。

手続開始・進捗の遅れの間、企業資産の流出が懸念される。偏頗行為についての故意否認制度(旧法231条・新法393条)があるが、否認の対象範囲や推定期間などの詳細ルールを欠いている。経営内部者による許害的取引に関する否認規定はないが、裁判所による原状回復・損害賠償命令(旧法235条・新法397条)に帰結すると考えられ、また刑事罰の対象とされている(旧法238A条・新法401条)。これらの刑事罰につき、管財人や会社登録官に訴追権限が与えられているが(旧法237条・新法399条)、行使は稀のようである。

有限責任形態の企業倒産法の最大の目的が、債務者による有限責任形態の濫用を避け、企業金融の促進に資する点にあるとすれば、以上のように債務者による清算遅延・踏み倒し契機の多い手続規定は、債権回収を害し、企業金融を阻害するおそれがある。

(2) 企業倒産実務の実態

実務界には、現行制度についていかなる改革ニーズがあるだろうか。ミャンマーにおけ

る企業倒産件数のデータは入手しがたいが^{vi}、筆者は2017年1月から2018年8月にかけて、倒産処理の実態について金融機関^{vii}、商工会議所^{viii}、管財人としての経験豊富な弁護士^{ix}、ミャンマーに進出済の日系弁護士事務所^x、および最高裁の倒産法起草ワーキング・グループに聴取りを行った。その結果、以下のような実務上の問題が見出される。

第一に、中央銀行や裁判所の指導によって、債権者の債権回収行動が制限される傾向が見出される。債務者の不履行に直面して、債権者にとって活用可能な法的手続としては、担保実行や民事執行等の民事手続、会社清算手続、また刑事手続などがあるが、即座にこれらの手続に乗り出すことはできない。ミャンマー中央銀行の指導に従い、5段階の督促を続け、最終的に、延滞270日を経て初めて担保実行や損金処理に入ることが認められているという^{xi}。しかし銀行がたとえ会社法の「司法的清算手続」を提起しても、裁判所が受理せず、執拗に和議を勧誘するという。そこで銀行はこれを諦め、本来は手続的な遅延が著しいため利用を避けたい民事訴訟を提起せざるを得ず、その手続中で裁判外の和議を進めるしかないという^{xii}。しかしミャンマーの民事執行手続においては第一申立債権者である decree-holder が全額回収してのちに、次順位以降の債権者間で協議を行うものとしており（民事訴訟法73条、Order 21号52条）、債権者平等主義が徹底していないことから、裁判外の和議の交渉力学は歪んでしまう。

裁判所が「司法的清算手続」を却下する理

由はおそらく、債権者がいまだ企業の再建余地の残る破綻初期から、拙速に手続を開始することを恐れるゆえであろうと考えられる。しかし債権者の厳しい取り立て行動の裏には、ミャンマーにおける債権回収の難しさが伺われる。ミャンマーと日本の金融文化を対比しつつ業務に取り組む日系弁護士への聴取りによれば、ミャンマーの民事手続過程では債務者が返済の誠意を尽くさず債務を踏み倒す傾向が一般的に根強いとしている。とくに民事執行手続（民事訴訟法 Order 21号）が旧態依然として使いにくく、債務者の遅延手段として各種の停止手続が濫用されがちであるがゆえに^{xiii}、これに代わる個別的債権回収手段として「司法的清算手続」を活用する傾向があるのであろう。しかし、その手続開始契機となる「支払不能」概念（旧法163条・新法299条）が曖昧な推定規定であって、裁判所の裁量余地が大きいために、司法の運用に対する債権者の疑心暗鬼がある。結果として、債権者が、いまだ債務者企業の再建余地の残る破綻初期から、拙速に「司法的清算手続」を開始する傾向は否定できないのであろう。しかしそれを恐れて司法側が手続却下を続けるならば、債権者にとっては、債務者の破綻早期における手続選択肢を塞がれてしまうことになる。

債権者がたとえ、再建型の倒産処理に乗り出そうと意図しても、手続選択肢がない。ミャンマーで再建手法として用いられる会社法上の「任意的清算手続」について、債権者に申し立て資格はない。また英法圏の

各地で行われている再建手法である Scheme of Arrangement（管財人を指名せず経営陣が営業継続する再建手法）は、ミャンマーでは1920年ビルマ倒産法や会社法（旧法152-153A条・新法286-290条）に類似規定はあるものの、ミャンマーでは実務上知られておらず利用されていない。このように、債権者としては再建型回収のイニシアティブを取りえず、倒産状況が深刻化するまで手をこまぬいて傍観せざるを得ない状況にあるといえる。

債務者が自主的に「任意的清算手続」を開始する際は、完済宣言があれば「社員主導型任意的清算手続」として通常6か月ほどで完結するが、完済が困難な場合は「債権者主導型任意的清算手続」へ移る。そこでは国有系銀行への配当が優先されるため、民間銀行は債権回収をほとんど期待できない現実であるという^{xiv}。

このようにミャンマーにおける企業倒産の実態は、債務者側が猶予を確保しやすい手続設計に加えて、中央銀行や裁判所の指導が介入して債権回収を阻止する傾向、また民事執行過程や清算手続過程の交渉では、次順位以降にとって不利な民事執行ルールや、国有企業・国有銀行が優位する実務慣行が債権者平等主義を歪める傾向など、債権回収にとって不利益な状況が見出される。

そのためミャンマーの金融機関はいきおい、担保設定によって債権回収確保を行うしかなく、担保依存型の金融慣行が深く定着している。筆者の金融機関聴き取りによれば、

中央銀行の指導により、銀行は企業と支配株主の両資産上に重畳的に不動産モーゲージおよび人的保証を設定しており、しかもその際の担保徴求基準は掛け目3割と著しく厳格である^{xv}。このような担保依存型金融であっては、新規起業家育成を期待できず、産業発展に貢献しえない。

（3）倒産法整備の起草方針—債権回収促進か債務者救済か

以上で見た現状の担保依存型金融の弊害を緩和するためにも、ミャンマーの債権回収制度は、倒産法の強化を必要としていよう。

まずは、とくに有限責任形態の企業の健全な金融獲得行動をもたらす圧力装置として、清算型倒産手続の強化が課題と考えられる。有限責任形態の企業においては、株主・取締役が有限責任制度を濫用し、債権者にリスクヘッジする過剰借入により、ハイリスク・ハイリターン型の不健全な経営行動に陥る「モラル・ハザード」が構造的に起こりやすい。その傾向が強まれば企業・金融セクターの連鎖倒産による経済危機の引き金ともなりかねない。そこで有限責任制度の濫用を戒める意味で、債権回収利益に依拠した厳格な清算型倒産手続が必要であり、管財人による否認権行使や取締役の破たん責任が作り込まれる意義がある。

しかしミャンマー最高裁の倒産法起草ワーキング・グループ側には、債務者救済を旨とする倒産手続の新規導入を重視する姿勢が根強い（2018年第一草案の第2部「目的」

条項6条5号参照)。ミャンマーでは上記のように、債務者主導の再建型手続としてすでに「社員主導型任意的清算手続」(旧法207条・新法350条)がある。取締役が3年以内の完済を約束し、社員総会で管財人を指名して再建を委ね、既存の経営陣が退陣する手法である。筆者の聴き取りによれば、現実に多数用いられている^{xvi}。これとは別に、新たな再建型手続を導入する意図は何であろうか。

倒産法起草ワーキング・グループは、企業のゴーイング・コンサーンとして価値を救済するという見解を強調した。そのために、旧経営陣がDIP (Debtor-in-Possession) として経営権を存続したまま、かつ有担保債権者を含む広範な利害関係者を取り込む自動的停止 (Automatic Stay) を及ぼし、債権者の組分けによる強力な合意形成手続を伴う、いわば米国連邦倒産法チャプター・イレブン型の再建手続に対する強い関心が示された。しかし旧経営陣主導で、既存の債権者や労働者を犠牲にして新規投資家を勧誘するチャプター・イレブン型再建手続が、つねに必ずゴーイング・コンサーンとしての企業価値の最大化をもたらすかは断定できない。債権者・労働者等のステークホルダーこそがゴーイング・コンサーンたる企業価値の本質を占める可能性があるためである。この点で英法圏においては、法が複数の再建手続を提供し、むしろ何が企業価値の最大化に資するかの判断を当事者自治に委ねる制度志向がある。たとえば英国の1986年倒産法によってDIP型で自動的停止を伴うCorporate Voluntary

Arrangement手続を導入したが、利用不振である。実務界では今なお会社法に基づくScheme of Arrangement (経営権の存続するDIP型だが、自動的停止による有担保債権者の取り込みは起こらない。いわば日本の民事再生法型) が今なお人気があり、またはAdministration (経営権が退陣する管財人指名型であるが、自動的停止による有担保債権者の取り込みがあり、いわば日本の会社更生法型) もまた活用されている。再建手段として複数の手続選択肢を示し、個々の状況に応じて何が最も経済合理的な選択であるかを当事者の協調的交渉過程に委ねていくのが英国や日本の行き方である(表1参照)。こうした実務界のニーズからすれば、ミャンマーの起草者たちが、米国チャプター・イレブン型制度を最優先の目標とすることには疑念がある。

他方で、ミャンマーでは債権者主導の再建型手続を欠くことは上記のとおりであり、改善が望まれていよう。現行制度下では、債権者の申立権は「司法的清算手続」についてしか与えられておらず、しかし同手続は基本的に清算型手続であって、手続中で管財人の裁量による営業継続(旧法179条・新法321条)の余地があるものの、配当率を引き上げるための暫定的な延命策であって、本格的な企業再生ではない。しかも「司法的清算手続」の手続開始契機となる「支払不能」概念は、裁判所の裁量により認定されるので(旧法163条・新法299条)、司法の運用次第ではいまだ企業の再建余地の残る破綻初期から、拙速

に清算が開始されるおそれがある。救済か清算かの判断を、裁判官の一存ではなく、当事者の合理的な実務判断に委ねていくためにも、債権者が申し立てる再建型手続の道を開

くべきであると考えられる。債権者の手続選択肢が限られた状況では、却って債権者の疑心暗鬼を高め、拙速な債権回収行動に帰するおそれがある。企業の健全な存続を支え

表1：再建型倒産手続の制度比較

	英 Corporate Voluntary Arrangement	英 Administration ≒ 日：会社更生法	英 Scheme of Arrangement ≒ 日：民事再生法	米チャプター・イレブン
開始権限	債務者	債務者・債権者	債務者・債権者	債務者・債権者
裁判所の関与	手続開始の報告 手続中の関与少	手続開始決定 or 報告 (債務者/有担保債権者主導時) 手続中の関与少	手続開始決定で無 手続中の関与大	手続開始決定で有 手続中の関与大
経営権	DIP 型	管理型	DIP 型	DIP 型
執行手続・担保実行の停止 (Stay)	n.a.	自動的停止	n.a.	自動的停止
債権者会議の特別議決方式	n.a.	n.a.	クラス分け 裁判所の監督	クラス分け クラムダウン

(出所：筆者による整理)

る企業金融の醸成を促すためにこそ、当事者間の合理的な協議を可能にする再建型手続を整備することに政策的意味があると考えられる。

3. 2018年第一草案の読解

前節では現行の企業倒産法・実務の課題点として、有限責任形態のモラル・ハザードを防ぐ清算型倒産手続の強化、再建手続の手続選択肢の充実、とくに債権者が申し立てる再建手続の必要性を指摘した。以下では、これらの問題意識を軸として、ミャンマー最高裁の倒産法起草ワーキング・グループによる2018年第一草案の特色と課題を読み取りたい。

同草案は、総則的な規定群（第1部・定義、第2部・目的、第3部・倒産実務家）に続いて、第4部・Receivership（企業包括担保の実行手続）、第5部・企業救済再生手続、第6部・中小企業倒産手続、第7部・清算手続、第8部・個人倒産、の5つの手続を規定し、さらに第9部・経営管理と否認権、第10部：国際倒産、第11部・雑則で構成されている。このうち全体に及ぶ目的規定（6条）では、再建可能な企業の救済・再生（同5号）と、再建不能な企業および再建可能だが債権回収最大化に資する状況での清算型処理（同6号）を端的に併記している。企業情勢は時々刻々と変化するものであり、その瀬戸際で再生・清算の

いずれの手続選択が正しいかは、企業の存在意義にも関わる価値判断の局面となる。同草案の各手続が一定の手続選択を作り込んでいるのか、あるいは当事者の選択に委ねているのかに関心を呼ぶ。

(1) 清算型倒産手続の劣後

第7部・清算手続(Winding Up)は、2018年第一草案の全体を通じて唯一の清算型の企業倒産手続である。同手続は、前節で指摘した従来の清算型手続の脆弱性を克服できているのだろうか。

結論から述べれば、同草案は、再建型手続がつねに清算型手続に優先するように設計されており、清算型倒産処理の意義は減殺されていると言わざるを得ない。すなわち、第5部・企業救済再生手続(無担保債権者の申立権はない)や第6部・中小企業倒産手続(債務者経営陣にしか申立権がない)が係属している間は、清算手続は自動的停止にかかり、有担保債権者の別除権も否定される(146条、55-56条、105-106条、172条4～7項)。これらの再建型手続が不調の局面で初めて清算型手続に移行するしくみであり(88条、139条・140条)、いわゆるアンカー機能に留まっている。自らの経営状態を知悉する債務者が、債権者の清算手続申し立てに先んじて企業救済再生手続や中小企業倒産手続を開始することは容易であるから、再建型手続がつねに清算型手続に優位するように制度設計されていると言わざるを得ない。

さらに清算型手続の内容そのものも、基本

的に会社法の清算手続規定の踏襲に終わっており、上記で指摘した債権回収制度としての不全が解消されていない。第一に、清算手続に入ってもなお、清算型処理手続である「司法的清算手続」に直行することは難しく、上記のように裁判所が申立を却下する傾向がある。債務者が「任意的清算手続」を提起し、とくに取締役が完済宣言を行う場合は「社員主導型任意的清算手続」が先行し、その失敗を経てのちに「債権者主導型任意的清算手続」に移行し、その不調によりようやく「司法的清算手続」に移行するという迂遠な経路をたどる。

第二に、裁判所が安易に「司法的清算手続」を却下する一因として、手続開始要件「支払不能」(2018年第一草案161-162条にいう“insolvency”)が明確に概念定義されていない問題を上述した。しかし2018年第一草案は、会社法規定(旧法163条・新法299条)の「推定」規定(基準額以上の債務が催告から21日を経て不払いが続く場合)を踏襲するのみであり、債務超過などの財務条件によって「支払不能」概念を定義しようとしていない。なお同草案(162条2項)は、債務者がこの推定を反証で覆しうるとする立証責任配分を新設し、この意図は手続開始決定を不透明な裁判官の裁量ではなく当事者主義的に決する姿勢と考えられるものの、しかし「支払不能」が概念定義されないままでは、反証も曖昧なものとなろう。結局、裁判所の裁量で手続開始・却下が左右される構造は変わらない(同草案164条)。

第三に、「司法的清算手続」の過程でもなお、管財人が暫定的な営業継続を図る手続が会社法（旧法179条・新法321条）からそのまま踏襲されている（2018年第一草案179条）。最終的な清算処理の場に及んでなお、管財人しだいでは遅延が起りうることになる。以上のような再建型手続の優先設計が濫用される懸念については、最高裁の倒産法草案起草ワーキング・グループは、管財人の合理的判断によって再建型処理から清算型処理への移行、あるいは清算型処理における営業継続型処理の可否など状況に応じた最善の判断がなされうるはずであると、また同草案が管財人の資格要件・監督について厳格な制度を確立するので（第3部・第4部）、管財人の機能不全や腐敗などの問題は起こらないとしている^{xvii}。このように、管財人の人選に全面的に依存する形で制度設計がなされていることがわかる。

第四に、詐害行為・偏頗行為等の否認制度について、2018年第一草案は独立の第9部を設けた。すなわち廉価取引（同草案360条）・詐害行為（同363条）、また申立前2カ月間の偏頗行為（同361条）について、裁判所が遡って取消し命令を発する否認制度（ただし善意第三者は保護される）が新設された。しかしこのような否認権の行使は、「司法的清算手続」における管財人が有することは当然としても、再建型手続（業救済再生手続や中小企業倒産手続）においては、計画実施過程のPlan Supervisorに認められているが（359条3号）、計画交渉過程のRehabilitation

Advisor等には権限はない。そのため悪質な債務者が再建型手続を活用して時間を稼ぐ間に企業資産が流出し、最終的に「司法的清算手続」下で管財人が否認権を行使する頃までにはすでに善意第三者を介した転売により企業資産が霧消しているという展開は、大いに予想される。

以上のように、2018年第一草案は、再建型手続を清算型手続に対して優先するしくみが重畳的に構築されている。債務者救済を債権回収利益に対してつねに優位させる政策選択と言い換えることもできる。しかし、すでに企業破綻が深刻化し、即座の清算型処理が最も合理的な選択肢である局面においてもなお、債務者が再建型手続を活用して清算型処理を遅延させる道を与えることは、有限責任制度の濫用をもたらすおそれがある。最高裁の倒産法草案起草ワーキング・グループは、管財人の合理的判断によってこのような濫用の懸念を避けられるとするが、疑問なしとしない。

いかなる局面でいずれの手続が合理的かの判断を、立法が行うのか、当事者に委ねるのか。立法では複数手続を併置し、当事者による合理的な選択に委ねる制度設計がありえたはずである。しかし2018年第一草案は、立法によって原則つねに再建型手続を清算型手続に優先する統一手続を定め、例外として管財人に調整を任せるしくみを採用したのである。

（2）企業救済再生手続の新設

2018年第一草案はかくして再建型手続の優先を作り込んだ。ではその再建型手続の特色が注目の対象となる。同草案は新たな再建型手続として、第5部・企業救済再生手続、および第6部で中小企業の再生を中心とする新手続を設けている。ミャンマーの従来の企業再建手続は会社法下の「任意的清算手続」であったから、それとの対比で新設手続の特色を検討したい。

まずは第5部・企業救済再生手続についてみると、第一に手続の目的として、存続可能な企業の再建（2018年第一草案41条a号）、存続不能な企業の延命（同b号）、または債権者の回収最大化のための営業継続（同c号）、を挙げる。これらの目的の相互の優劣は明示されていない。存続可能性のない企業の延命をあえて合法的目的の一とする理由は示されていない。

第二に、手続開始の契機としては、裁判所を通さずに会社自身や有担保債権者による方法と、裁判所の開始命令による方法とがある（同43条1項）。このうち後者の申立権限は、債務者のみならず債権者にも開かれている（同45条）。会社法下の「任意的清算手続」では債権者の申立てうる再建型手続がなかったので、改善である。

第三に、再生計画の立案を担うRehabilitation Managerの人選は手続の帰趨を定める重要な局面であるが、会社自身による指名の他、有担保債権者及び裁判所が指名権を有する（同43条）。また会社の指名によるRehabilitation Managerを有担保債権者や裁判所が変更す

る権限が組み入れられているが（同48条）、わずか5日で除斥する権限であり、実質的にはむしろ有力債権者の異論を封じ込めるプロセスを設ける制度設計意図であろう。Rehabilitation Managerが企業資産を掌握するとともに救済（Rescue）過程が開始し、旧経営陣はその監督下で経営存続が可能だが、退陣させられることもある（54条1項）。従来の会社法下の「任意的清算手続」では裁判所が清算人Liquidatorを指名し（旧法175条、新法312条）、これに伴い旧経営陣が退陣するので（旧法208A条、新法352条2項）、2018年第一草案の企業救済再生手続はこの点で顕著に相違し、よりDIP型に近い。

第四に、救済過程では他の手続が自動的停止にかかり（55条）、有担保債権者の別除権もまた停止する（56条）。再生計画はリスクジュールや債務削減、さらに有担保債権者の譲歩を前提としている（72条1項、78条）。会社法下の「任意的清算手続」（旧法171条・新法307条）では一般手続は停止するが有担保債権者の別除権は維持されるので、顕著な相違点である。

第五に、Rehabilitation Managerの起草した再生計画は、債権者集会において出席債権額の過半数かつ出席債権者数の過半数によって可決され（73条）、可決後の再生計画に取締役ないしおよび計画実施役Plan Supervisorが署名することをもって、再生計画の拘束力が全ての関係者に及ぶ効果を生じる（75条3項）。わずか過半数の合意により、全債権者に対して拘束的に計画の効果が

及ぶのである。この間に裁判所の関与はない。再生計画が不調の際や計画実施が不成功の場合、清算手続に移行する(88条)。会社法下の「任意的清算手続」(旧法216条・新法379条)では裁判所の裁量的な介入権限がある点との相違である。

以上のように、2018年第一草案の企業救済再生手続は、手続申立権や Rehabilitation Manager の指名権を債権者側や裁判所にも開いているが、名目的な設計に見え、事実上は債務者経営陣主導で進む手続が想定されていると考えられる。手続の実質はむしろ米国チャプター・イレブンに近似し、手続主体は債務者主導の DIP 型に近く、有担保債権者をも広く自動的停止で取り込み、裁判所の介入を排して、債務者提案の再生計画を強行採決する、強力な債務者救済枠組みであると見られる。このような設計は、世界銀行のモデル法(World Bank 1999/2004/2011)が推奨する枠組みである。

(3) 中小企業倒産手続

2018年第一草案は、会社登録済の一般企業に対する第5部・企業救済再生手続とは別に、第6部で中小企業倒産手続を設けている。

同手続の適用対象は、定義条項(2条29号)によれば、会社登録済企業および未登録企業の双方を想定し、それぞれ政令で規定する一定額以下の債務総額を有する企業・営業体である。この定義に従えば、「中小企業」の概念自体は問題とされず、債務総額だけで対象が決まるので、大企業や外資であっても借入

れ依存の低い企業は当手続を活用することが可能であろうから、濫用が懸念されるところである。

同手続の最大の特徴は目的規定にあり、存続可能な中小企業の救済(草案94条1項a号)、これが達しえない場合に企業のできるかぎりの延命(同b号)、これら二目的が達しえない場合に債権回収最大化(同c号)、の順が明記されている。上記の企業救済再生手続の目的規定では異なる政策課題が羅列されていたが、これに対して中小企業倒産手続の目的規定は明示的に「救済」「延命」を「債権回収」に優位させる価値判断を示しているのである。

中小企業倒産手続の手続面では、手続費用や租税等の減免措置に留まらず、「救済」「延命」を重視する目的規定を体現して、経営存続を図る債務者経営陣にとってより有利な設計が組み込まれている。

第一に、手続の開始権限は、企業救済再生手続と異なり、債務者(会社登録済の会社では取締役、未登録企業では個人営業主、またパートナーシップ形態企業ではパートナー)にしか認められていない(同97条)。また企業救済再生手続と異なり、裁判所の開始命令による申立方法を欠き、裁判所を通さずに会社自身が Rehabilitation Advisor を指名し、当該 Rehabilitation Advisor が政令の定める方法に従って手続を公知し、また会社登記所に登記することをもってのみ開始する(同100条)。

第二に、再生計画の立案を担う Rehabilitation

Advisor の人選は重要であるが、会社経営陣が一方的にこれを行なう。有担保債権者による変更権限があるが、わずか5日で除外し確定してしまう（同99条）。

第三に、企業救済再生手続と同じく、救済過程では他の手続が自動的停止にかかり（105条）、有担保債権者の別除権も停止する（106条）。再生計画はリスケジュールや債務削減、さらに有担保債権者の譲歩を前提としている（121条）。会社法下の「任意的清算手続」では有担保債権者の別除権が保障されてきたこととの重大な相違である。

第四に、再生計画の作成・決定過程で裁判所の承認手続はなく、裁判所は単なる後見に徹している（117条）。再生計画が不調な局面では「調停」が組み込まれている（118条）。債権者による再生計画案の承認は、債権者集会を開催せず書面送付で行う方法があり（122条）、また債権者集会を開催した際にも挙手などの便宜的方法がある（123条）。再生計画の不調や実施の失敗により、清算手続に移行する（139条）。

中小企業倒産手続は以上のように、中小企業の「救済」「延命」を目的に、債務者自身が開始する手続であり、個別の担保実行や債権取立てを阻止し、清算型手続の開始を遅延させる手段としての便宜性が組み込まれている。たしかに債権者が企業の存続可能性を度外視し個別の取り立てに邁進する金融文化がはびこっているとすれば、こうした「救済」「延命」措置が有効であるのかもしれない。しかし上記のように、ミャンマーにおける日系弁

護士事務所への聴き取りでは、債務者が誠意を尽くさず手続を濫用し債務を踏み倒す実態も聞かれるところであった。中小企業であるからという理由でつねに「救済」「延命」を優先しなければならない理は成り立たず、むしろ健全な中小企業金融の促進のためにこそ債権回収を尊重する倒産法が待たれているはずである。また上記のように同制度の申立権が債務総額のみを基準としており、中小企業保護を隠れ蓑として大企業や外資による濫用の懸念なしとしない。

4. 制度比較の視座—JICA 草案の意図したもの

以上でみた2018年第一草案は、ミャンマー最高裁が設置した倒産法起草ワーキング・グループの手になるものであり、その過程でADBと日本の法整備支援が併行したが、結果としてADB支援の影響が前面に出たことは記述のとおりである。本節では、日本の支援チームが提供した2017年JICA草案に沿って、2018年第一草案との相違点を抽出してみたい。

(1) 清算型手続の強化

2017年JICA草案は、(1) 清算型手続であるLiquidation、(2) 債務者主導の再建型手続であるVoluntary Arrangement、および(3) 債務者・債権者間の調停的手続であるMediationの3手続から形成されている。JICA草案起草担当者の主要関心は清算型手続の強化にあったが、後二者の再建型手続は

倒産法起草ワーキング・グループ側の要請によりシンガポール法を参照して付加されたということである^{xviii}。

このうち清算型手続は、債務者（9条）または債権者（10条）によって、「倒産状況」（insolvency）を理由に、裁判所に対して申し立てられる。ここにいう「倒産状況」は定義条項（3条p号）で「支払停止ないし債務超過」として定義されている。裁判所はこの際、当事者によるさらなる提出証拠や疎明を通じて、倒産状況が確かであり手続濫用ではないことを確認してのちに、手続開始命令を発する（9条3～6項、10条4～9項等）。ミャンマーの従来の清算型手続に当たる会社法の「司法的清算手続」や、これを基本的に踏襲した2018年第一草案の清算型手続では、上記のように手続開始要件である「支払不能」の判断基準を明らかにしないまま、裁判所による徒らな手続却下、また疑心暗鬼となった債権者の拙速な申立ての原因ともなってきたと考えられるなか、JICA草案は手続開始要件の明確化を通じて実務の適正化を促す意図が読み取られる。

手続申立ての効果としては、一般の債権回収のみならず担保権の実行も停止する、自動的停止（Moratorium）が想定されている（12条）。清算型手続における別除権の否定は、会社法の「司法的清算手続」や2018年第一草案の清算型手続には見られない点である。この理由について、筆者のJICA側起草者への聴き取りによれば、ミャンマーの担保実行制度が旧態依然とし、有担保債権者が別除権

行使を図っても遅延が著しく実効性がない現実に鑑み、倒産法のなかに担保権の合理的な実行手続を組み込むことが結果として有担保債権者の早期回収にも資すると考えたとのことであった^{xix}。たしかに後続手続での担保権解除制度（41条）、管財人による任意売却制度（42条）、担保対象資産をも含む全資産の営業譲渡（43条）などを通じて、有担保債権者の回収を図りつつ無担保債権の配当率をも高める狙いがあると見られる。

手続開始命令の記載事項（管財人の詳細、債権申告の期限、債権者会議の日程等）が詳述され、後続手続に道筋を与える裁判所の役割が組み込まれているといえる。

手続開始命令の効果として、管財人（trustee）に企業資産が移管する（15条）。管財人の責務として、財団資産を最大化し債権者に信任を尽くすべきことが宣言されており（20条）、裁判所によるその監督責任が明記されている（21条）。管財人の具体的な権能・責務は、まずは明示的に一覧で示されるとともに（19条）、手続きの流れ（債権者集会、契約取消権、相殺、否認権、債権確定、財団資産の換価、配当、免責）に沿ってマニュアル的に明示されていることが注目される（24-52条）。また関連する様式が逐次参照され、草案末尾に添付されていることも特徴的である。従来の会社法の「司法的清算手続」やこれを踏襲した2018年第一草案の清算型手続は、管財人の責務について明確な規定を置かず裁量に委ねており、管財人の信頼性が問題であったなか、JICA草案は、手続規定の流

れに沿って管財人や裁判所の役割を詳述し、清算型手続の実務的マニュアル化を図っていると見受けられる。具体的には、否認権制度を詳述している点(32-35条)、また管財人による担保目的物の任意売却(42条)、営業譲渡(43条)などの柔軟な換価方法を具体的に提示している点などが注目される。

また配当順位について、労働債権を優先債権としつつも、租税債権を一般債権への配当に劣後させる点など(45条)、全体を通じて債権回収利益を最大化する改善が図られている。

以上のように、2017年JICA草案は清算型手続を強化する目的で、裁判手続を明確化しつつ、債権回収利益に資する設計を模索していたと考えられる。裁判所が関与する主な手続局面毎に実務マニュアル的に手続を明確化し、また草案末尾には各種の様式が一括掲載されているなど、実務的な便宜性を重んじる起草姿勢がうかがわれる。

(2) 債権者の合意重視の再建型手続

2017年JICA草案は、再建型手続として、Voluntary ArrangementとMediationを挿入している。ミャンマー最高裁ワーキング・グループ側の要請でシンガポール法に倣ったというが、しかし実務的な手続規定を独自に作り込む点や、債権者の合意を重んじる傾向が特筆される。

Voluntary Arrangement(第9章)では、債務者が一方的な開始権限を有し、開始に先立って具体的な再建計画案を作成するととも

に、管理人を選任し、管理人の調査報告を準備する(53条)。債務者から裁判所への手続開始報告をもって手続が開始する(55条)。英法系Corporate Voluntary Arrangementが自動的停止を伴わないのに対して、JICA草案のVoluntary Arrangementでは、むしろ英法系のAdministrationに倣って、裁判所の保全命令によるMoratoriumが発動し、一般債権の執行とともに担保権実行も停止する(54条)。再建計画の債権者会議による議決方式は75%の多数決が必要とされており、詳細は政令に委ねている(57条)。管理人が手続過程を通じて裁判所に報告義務を負う点は、英法系Corporate Voluntary Arrangementにはなく、むしろ英法系のAdministrationやScheme of Arrangementに似る。

他方、Mediation(第10章)では、債務者が全部または一部の債権者と協議を行ない、コンセンサスによる合意を追求する手続であり(64条)、英法系のScheme of Arrangementを思わせる手続である。しかし裁判所の保全命令でMoratoriumが発動し、一般債権の執行も担保権実行も停止する点では(65条)、英法系のScheme of Arrangementとは異なり、むしろAdministrationに似る。裁判所が「調停人」を選出し(66条)、調停合意に裁判所が拘束力を付与する関与が独特である(67条)。

以上を整理すると、表2にみるように、2017年JICA草案再建型手続は、米国チャプター・イレブン流の債務者主導によるDIP

型の再建型手続の導入は時期尚早と見て採用せず、むしろ債権額の3/4という厳しい可決要件による Voluntary Arrangement や、債務者・債権者間のコンセンサスをめざす Mediation を構想している点で、債権者の合意を重視する再建型手続を推奨する点に特色がある。

(3) JICA 草案の不採用

以上のように2017年JICA草案は、ミャンマーにとって有用な提言を含んでいたが、しかしミャンマー最高裁倒産法起草グループによる2018年第一草案はその多くを採用することがなかった。

第一に、2017年JICA草案は、清算型手

続を強化する目的で、裁判手続を実務マニュアル的に明確化しつつ、債権回収利益に資する設計を追求していた。しかしミャンマー起草グループによる2018年第一草案の清算型手続は、残念ながら会社法の「司法的清算手続」をそのまま踏襲するに留まり、清算型手続の強化を図らなかった。

また第二に、JICA草案は再建型手続について、米国チャプター・イレブン型の債務者が一方的に主導する強引な再建型手続の導入は時期尚早と見て、DIP型を採用せず、むしろ裁判所の一定の監督下における管理人に再建計画を主導させた。また有担保債権者の取込みは裁判所の保全命令方式に依拠して米国流の自動的停止を採用せず、あくまで債権者

表2：ミャンマーにおける各種草案の制度比較

	ミャンマー任意清算手続	2018年第一草案 企業救済再生手続	2018年第一草案 中小企業倒産手続	JICA草案 Voluntary Arrangement	JICA草案 Mediation	備考：JICA草案 Liquidation
開始・申立 権限	債務者	債務者・債権者	債務者	債務者	債務者	債務者・債権者
裁判所の関 与	手続開始決定 手続中の関与大	手続開始決定 or 報告（債務者／有担保債権者主導時） 手続中の関与大	手続開始の報告 手続中の関与少	手続開始の報告 手続中の関与大	調停合意の承認	手続開始決定 手続中の関与大
経営権	管理型	折衷型（監督下の経営存続）	DIP型	管理型 （Nominee）	調停人	管理型
執行手続・担保実行の停止 （Stay）	n.a.	自動的停止	自動的停止	保全命令で執行・別除権が停止	保全命令で執行・別除権が停止	自動的停止
債権者会議の特別議決方式	緩和（債権額・数の過半数）	緩和（債権額・数の過半数）	緩和（書面方式、挙手方式で債権額・数の過半数）	厳格（債権額の75%）	厳格（コンセンサスによる調停合意）	n.a.

（出所：筆者による整理）

の合意やコンセンサスを重視する再建型手続を推奨した。しかしミャンマー最高裁ワーキング・グループの2018年第一草案は、こうした日本側の推奨路線とは対照的に、DIP型を採用し、自動的停止のもとで有担保債権者を含む債権者を強引に組み込み、また債権者の合意要件を簡素化するなど、もっぱら米国チャプター・イレブン流の債務者主導型手続の導入に向かって見出される。

5. むすびー将来への課題

本稿では、ミャンマーの有限責任企業形態に適用される倒産法改革の帰趨を何う視点から、はじめに英国植民地時代以来そのまま踏襲され続けてきた現行法制の特色を確認し、そこに清算型倒産手続の機能不全、債権者が主体的協力を取り付けうる再建型倒産手続の不在、等の問題を読み取った。つぎにミャンマー最高裁の設置した倒産法起草ワーキング・グループによる2018年第一草案を読解し、清算型倒産手続については英国時代以来の会社法下の「司法的清算手続」規定を踏襲するに留まること、また再建型倒産手続については、米国チャプター・イレブン流の債務者主導型手続に執心し、とくに中小企業向け手続にその傾向は色濃く、債権者が主体的に協調する再建型手続への関心が乏しいことを見出した。さらに2017年JICA草案の読解から、日本側の法整備支援が清算型倒産手続の強化に意を砕き、また債権者協調型の再建型倒産手続を推奨していたことを読み取ったが、しかしながら最高裁ワーキング・グループの2018年第一草案は、このような日本側

の推奨路線を容れなかったことが明らかとなった。

ミャンマー最高裁側が、清算型手続を軽視し、また米国チャプター・イレブン流の債務者主導型手続の導入に執心する理由について、最高裁事務総長 Tin Nwe Soe 女史は、「グローバル・スタンダードを受け入れること」「ミャンマー政府として世界銀行の指導に従うという大きな判断を行っているため」と説明した。たしかに世銀・IMF・ADB等の国際開発金融機関は、ミャンマー政府の中期開発計画『経済社会改革フレームワーク (FESR)』を強力に牽引し、そのめざすところは外資導入型開発路線「ワシントン・コンセンサス」である。そこで推奨される世界銀行等の倒産法モデル (World Bank1999/2004/2011) は、1997年アジア通貨危機の経験を踏まえて登場したもので、倒産法の役割は、外貨促進の結果としてやむを得ないバブル経済の破綻時に、公金投入により企業・金融セクターを迅速に救済する“Structured Workout”の一環とされ、外貨が金融危機の懸念なく途上国に投資するための必要な法制とされている。しかし、倒産法は、バブルに踊った経済界を「救済」し再びバブルを繰返すモラル・ハザードの法であってよいのか、企業金融の健全化こそがその課題ではないのか (金子2004)。

米国チャプター・イレブン型の倒産法は、けっして「グローバル・スタンダード」ではない。健全な企業金融をめざす諸国において、チャプター・イレブンの踏襲例は決

して多数派とは言えない。日本では会社更生法も民事再生法もチャプター・イレブンとは異なっているし、本稿で参照した英国法系の倒産法制においても、複数の再建型手続メニューのいずれも米国チャプター・イレブン型をそのまま踏襲するものはない。

さらに、たとえある種の外資が米国チャプター・イレブン型倒産法を望んだとしても、一国の法整備はそうした外資のためだけにあるのではない。投機的な外資に依存する経済開発路線は危うく、一朝、外資の撤退と共に、国際収支は破綻し通貨は下落するであろう。真に経済開発に資する法整備は、まずは国内企業の健全な育成に目配りを行う必要があるはずであり、そのことが長期安定的な外資導入の基盤ともなるはずである。

現行のミャンマーの倒産法制は債権者の債権回収利益に届えることができず、金融機関の貸し渋り、担保依存型の金融行動、また不払いに際する時期尚早の回収行動などを常態化させていると見られる。筆者のミャンマーの企業・金融セクターや法曹に対する聴き取りによるかぎり、債務者・債権者間の長期安定的な金融関係は醸成されておらず、債務者の債務踏み倒し行動が通例化し、かたや債権者側が疑心暗鬼となって貸しはがしに走る、相互不信の金融文化が見出される。このような経済状況を是正し、企業が安心して拡大投資に乗り出すためにも、倒産法制・担保法制の適正化を通じ国内の安定的な企業金融慣行を醸成することこそが、外資導入にも増して、ミャンマー政府の経済開発路線がめざすべき

倒産法整備方針であったのではないと考えられる。ミャンマー倒産法改革は、法整備におけるオーナーシップの問題を問いかけている。ADB 支援による草案は、2018年5月に公表後わずか半年で国会審議にかけられた。筆者が同年8月時点で聴取りを行った実務家や商工会議所関係者は草案の存在を知らず、JICA 支援チームにも事前に開示されなかった。ADB 側は実質的な議論を避け、強引な立法化を図っているようにしか見えない。法整備支援ドナーは、複数の代替案を提示し、十分な理解を促し、現地社会に選択を委ねていく姿勢が求められるはずである。

参考文献

- 金子由芳 (2004) 『アジア危機と金融法制改革』 信山社
- 金子由芳 (2008a) 「アジア危機十年の法制改革にみる IMF・世銀コンディショナリティの検証」 『国際協力論集』 16巻2号、57-92.
- 金子由芳 (2008b) 「アジア諸国の金融構造改革と法—アジア危機十年の検証」 『アジア法研究』 第2号、151-158
- 金子由芳 (2010) 『アジアの法整備と法発展』 大学教育出版
- 金子由芳 (2018) 『ミャンマーの法と開発』 晃洋書房
- 小松健太 (2016) 「ミャンマーの立法過程について」、法務省法務総合県空所国際協力部 『ICD NEWS』 67号、p.41-49
- 小松健太 (2017) 「経済関連法案の起草支援のあり方について～ミャンマー法整備支援プロジェクトを例にとって」 『国際商事法務』 45巻、2号 (通巻 666号) , p.1695-1702
- 横幕孝介 (2014) 「ミャンマー法整備支援プロジェクトが開始されて」、法務省法務総合県空所国際協力部 『ICD NEWS』 60号、p.7-18
- ADB: Asian Development Bank (2014) *ADB Country Operations Business Plan: Myanmar 2015-2017*, ADB

- Halliday & Carruthers (2009) *Bankrupt: Global Lawmaking and Systemic Financial Crisis*, Stanford University Press
- JICA: Japan International Cooperation Agency (2017) *Drafts of New Insolvency Law and Rules: Legal and Judicial Cooperation Project*, JICA
- Supreme Court of the Union of Myanmar (2018) *Myanmar Insolvency Bill First draft with explanatory notes*, Norton Rose Fulbright Australia
- UNDP: United Nations Development Plan (2015) *Myanmar Business Survey 2015: Data Survey*, UNDP
- USAID: United States Agency for International Development (2013) Country Profile: Property Rights and Resource Profile of Burma
- World Bank (1999/ 2004/ 2011) "World Bank Principles for Effective Insolvency and Creditor/Debtor Regimes," World Bank
- World Bank (2014) Implementation Completion and Result Report: IDA-51970 on A Credit to the Republic of the union of Myanmar for a Reengagement and Reform Support Program, World Bank

注

- i 2018年8月21日時点、ネピドーにて、ミャンマー最高裁事務次官 Tin Nwe Soe 女史への聴取りによる。
- ii じじつ同草案には、オーストラリアの法律事務所 Norton Rose Fulbright Australia の著作権が明記されている (Norton Rose Fulbright Australia 2017)。
- iii 2018年8月20日時点、ネピドーにて、JICA 法整備支援プロジェクト事務所チーフ・アドバイザー野瀬憲範氏 (検事) への聴き取りによる。
- iv 現状でミャンマー企業セクターの包括的統計は入手しがたいが (2018年8月22日時点、ミャンマー商工会議所連合会の会頭 Tint Swai 氏への聴取り同旨)、UNDP (2015) 他による。
- v 財務計画省投資・会社登録局 DICA ホームページ (<https://www.dica.gov.mm/en/data-and-statistics>) 掲載の統計による。
- vi 2018年8月22日時点、ミャンマー商工会議所連合会会頭 Tint Swai 氏への聴取りによれば、企業倒産の統計は存在しないとのことであった。
- vii 2017年8月時点での中小企業開発銀行 SMIDB (元ミャンマー工業開発銀行が1996年に改組) ヤンゴン本店営業副部長、CB Bank マグウェー支店営業部長、また2018年1月時点で Global Treasure Bank (元政府系ミャンマー畜産漁業開発銀行が1996年に民営化) ヤンゴン西支店営業部長他への聴き取りを実施した。
- viii 2018年8月22日時点、ミャンマー商工会議所連合会の会頭 Tint Swai 氏への聴き取りによる。
- ix 2018年8月22日時点、ヤンゴン中心部 Ye Noos and Associates 弁護士事務所にて、管財人としての経験豊富な弁護士2名、および銀行法務部職員2名へ聴き取りを行った。
- x 2017年8月時点、SAGA Asian Consulting Co. Ltd. の堤雄史弁護士に聴き取りを行った。また2018年1月時点で Rajah & Tann ヤンゴン事務所 太田浩之弁護士に聴き取りを行った。
- xi 2018年1月時点で Global Treasure Bank 2018年1月時点、Global Treasure Bank のヤンゴン市内某支店の副支店長 Htin Aung 氏による。
- xii 上記 Ye Noos and Associates 弁護士事務所での聴き取りによる。
- xiii 金子 (2018) 所収の第六章「民事執行制度の課題」参照。
- xiv 上記 Ye Noos and Associates 弁護士事務所での聴き取りによる。
- xv 上記の SMIDB、CB Bank、Global Treasure Bank、また Ye Noos and Associates 弁護士事務所面で面談した銀行員が共通して言及した点である。
- xvi 上記 Ye Noos and Associates 弁護士事務所での聴き取りでは、会社倒産に関わる弁護士業務の圧倒的多数が「社員主導型任意的清算手続」であるとのことであった。
- xvii 2018年8月21日時点、ミャンマー最高裁にて、倒産法起草ワーキング・グループへの聴き取りによる。
- xviii 2018年2月16日時点、JICA 倒産法起草支援担当者である小松健太弁護士への聴き取りによる。また小松 (2017) 参照。
- xix 同じく2018年2月16日時点、JICA 倒産法起草支援担当者である小松健太弁護士への聴き取りによる。

Model Conflict In Insolvency Law Reform of Myanmar

KANEKO Yuka *

Abstract

This article intends to comprehend the policy orientation of the corporate insolvency law reform in Myanmar. First, the present insolvency law regime guided by the Company Law is reviewed, identifying such gaps as the weaknesses of the liquidation-type procedure which has been maintained since the British colonial period, and the lack of rehabilitation-type procedure that is acceptable for the creditors' interest of debt collection. Second, the recent draft titled "Myanmar Insolvency Bill First Draft with Explanatory Notes" introduced in 2018 by the working group at the Supreme Court of the Union is investigated so as to identify its basic stance to newly introduce the debtor-friendly rehabilitation procedures which are prioritized against the liquidation-type procedure, to follow the DIP (debtor-in-possession) model of the Federal Bankruptcy Code Chapter 11 of the U.S.A, while succeeding the old Winding Up by the Court procedure under the Company Law (1914; 2017) that has been maintained since the British era as liquidation-type procedure. Third, the "Drafts of New Insolvency Law and Rules: Legal and Judicial Cooperation Project" that was drafted in 2017 by the legal cooperation team of JICA (Japan International Cooperation Agency) is reviewed to understand its policy stance to newly introduce a workable liquidation-type procedure and also to recommend a rehabilitation-type procedure that can induce the creditors' cooperation.

A comparative study between these legal texts tells us the basic tendency of the working group of the Supreme Court of the Union 2017 to follow the World Bank's "Principles for Effective Insolvency and Creditor/Debtor Regimes" (1999/2004/2011) which has stressed the debtor-friendly design of insolvency law influenced by the U.S. Chapter 11. In answering to the author's question, a member of the working group referred to the need to follow the "global standard" for the purpose of perusing

* Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

the economic development through the promotion of foreign investments.

Chapter 11 is, however, not always the “global standards.” It has never transplanted in the UK and the former British colonial jurisdictions, nor popular in the actual corporate financial practices. The policy consideration should be directed to the encouragement of local corporate finance, as the basis of the promotion of long-term and productive foreign investments. The reform should be directed to address to the problems of immature local financial culture, where the debtors manipulate the defects in legal procedures to evade the repayment while the creditors depend heavily on the excessive mortgage, lacking any procedural means to develop a mutual trust.

